

令和6年小樽市議会第4回定例会提出予定議案

(再 議)

・ 令和6年小樽市議会第3回定例会議案第29号

令和6年小樽市議会第3回定例会において議決された「小樽市職員懲戒審査委員会委員の選任について」について、採決を行う際、地方自治法第117条の規定により、議事に参与することができない議員が参与して議決が行われたことから、同法第176条第4項の規定により再議に付すもの

(予算議案)

議案1 令和6年度小樽市一般会計補正予算

議案2 令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案3 令和6年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

議案4 令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

議案5 令和6年度小樽市病院事業会計補正予算

議案6 令和6年度小樽市水道事業会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案7 小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

市の医療費助成に関する事務において、個人番号を含む医療保険給付関係情報の利用を可能とするとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 利用する特定個人情報に「医療保険給付関係情報」を追加

以下の三つの事務について、医療保険各法による医療に関する給付等に関する情報を利用できる情報として追加する。

ア 重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務

イ ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関する事務

ウ こどもに対する医療費の助成に関する事務

② 所要の改正

文言整理

施行期日 公布の日

議案8 小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案

環境の保全及び創造に関する施策の推進の資金とする目的で、新たに環境資金基金を設置するもの

《改正内容》

市の基金として小樽市環境資金基金を加える。

施行期日 公布の日

議案9 小樽市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案

地域再生法の一部改正（令和6年4月19日公布、同日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

法改正に伴う引用条項の修正を行う。

施行期日 公布の日

議案10 小樽市宿泊税条例案

持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法の規定に基づく法定外目的税として、新たに宿泊税を課税するもの

《主な制定内容》

- ① 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課することを規定
- ② 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とすることを規定
- ③ 宿泊税は、特別徴収の方法により徴収することとし、特別徴収義務者は、旅館業又は住宅宿泊事業の経営者等とすることを規定
- ④ 前月1日から同月末日までの間において徴収すべき宿泊税について、毎月末日までに申告納入しなければならない旨を規定

施行期日 宿泊税の新設に係る総務大臣の同意があった日後において規則で定める日（令和8年4月1日を予定）

議案11 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正（令和4年6月17日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の新設等を行うほか、建築基準法の一部改正等に伴い、既存の手数料の改定を行うとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 原則全ての新築等を行う建築物に対して建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務付けられることに伴う、住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の追加等

手数料の名称	改正内容
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	新たに建築物省エネ法の対象となる住宅部分の手数料の項目の追加
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	仕様基準・標準計算併用法の手数料の項目の追加
建築物エネルギー消費性能適合対象建築物に係る完了検査手数料	建築物エネルギー消費性能適合対象建築物に係る完了検査手数料の新設

② 建築物に関する確認申請等手数料等の改定

手数料の名称	改正内容
建築物に関する確認申請等手数料及び完了検査手数料	建築確認検査の審査省略対象建築物の手数料の項目の追加
	省エネ基準との整合確認などの審査時間追加による手数料改定
建築物に関する中間検査手数料	完了検査手数料の改定に伴う中間検査手数料の見直し

※ ①及び②の改正後の手数料は、【資料１】のとおり

③ 所要の改正

法令改正に伴う引用条項の変更

施行期日 令和７年４月１日（③の一部については、公布の日）

議案12 小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案

住宅事業特別会計を廃止するもの

《改正内容》

① 住宅事業特別会計の廃止

住宅事業特別会計に係る規定の削除

② 関係条例の整備

①の改正に伴う文言整理

《改正条例》

- ・ 小樽市営住宅整備基金条例
- ・ 小樽市営住宅敷金基金条例

施行期日 令和７年４月１日

議案13 小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案

施設の老朽化対策、利用者の利便性及び行政サービスの向上等を目的として総合福祉センターを移転するとともに、同センターの開館時間及び休館日の変更並びに事業の一部の廃止を行うほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 総合福祉センターの位置を次のとおり変更する。
(変更前) 小樽市富岡1丁目5番10号
(変更後) 小樽市築港11番1号
- ② 総合福祉センターの開館時間及び休館日の変更
移転に伴い、開館時間を「9時から16時まで」から「9時から17時まで」に拡大し、休館日を「月曜日」から「日曜日及び祝日」に変更する。
- ③ 浴室関係規定の削除
浴室の廃止に伴い、浴室の開館時間、使用料及び使用料還付に関する規定を削除する。
- ④ 母子・父子福祉センターの廃止
総合福祉センターの事業のうち、母子・父子福祉センターを廃止する。
- ⑤ 所要の改正
文言整理
施行期日 規則で定める日（令和7年4月1日を予定）

議案14 小樽市児童厚生施設条例の一部を改正する条例案

総合福祉センターの移転等に伴い、とみおか児童館を移転するとともに、同館の利用者の利便性の向上を目的として開館時間を変更するほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 総合福祉センターの移転に伴う位置表記の変更及び開館時間の変更
(変更前) 位 置 小樽市富岡1丁目5番10号 小樽市総合福祉センター内
開館時間 午前9時から午後4時まで
(変更後) 位 置 小樽市富岡1丁目5番10号
開館時間 午前10時から午後5時まで
- ② 現勤労女性センターの建物への移転に伴う位置の変更
(変更前) 小樽市富岡1丁目5番10号
(変更後) 小樽市花園2丁目10番18号
施行期日 規則で定める日（①については令和7年4月1日、②については同年7月1日を予定）

議案15 小樽市勤労女性センター条例の一部を改正する条例案

施設の老朽化対策、利用者の利便性及び行政サービスの向上等を目的として勤労女性センターを移転するとともに、移転に伴い、講習室等の区分及び使用料の変更を行うほか、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 勤労女性センターの位置を次のとおり変更する。
(変更前) 小樽市花園2丁目10番18号
(変更後) 小樽市築港11番1号

② 講習室等の室数及び名称の変更並びに使用料の改定

ア 移転に伴い、講習室等の室数を増加させるとともに、室名を変更する。

(変更前) 31、32、41及び42号講習室、調理講習室、和室、茶室、軽運動室

(変更後) 講習室1～3、多目的ルーム、音楽スタジオ、調理室、和室(すみれ・ふじ)、茶室、健康スタジオ、大ホール

イ 各講習室等の使用料を改定

※ 現行の1㎡当たりの単価と新面積により積算

室名		面積 (㎡)	午前 (9～12時)	午後 (12時半～17時)	夜間 (17時半～21時)
講習室1	新	53	700	1,100	1,100
講習室31～42号	旧	31	400	700	700
講習室2	新	51	700	1,100	1,100
講習室31～42号	旧	31	400	700	700
講習室3	新	50	700	1,100	1,100
講習室31～42号	旧	31	400	700	700
多目的ルーム	新	50	700	1,100	1,100
音楽スタジオ	新	50	700	1,100	1,100
調理室	新	86	1,300	1,800	1,800
調理実習室	旧	64	1,000	1,400	1,400
和室(すみれ)	新	14	250	350	350
和室	旧	16	300	450	450
和室(ふじ)	新	12	250	350	350
和室	旧	16	300	450	450
茶室	新	24	500	700	700
茶室	旧	32	600	900	900
健康スタジオ	新	109	1,600	2,300	2,300
軽運動室	旧	123	1,600	2,400	2,400

③ 使用料に係る規定の整備

ア 大ホール使用料の徴収

現行では、勤労女性等及び勤労女性等による団体が勤労女性センターを使用するときの使用料について、暖房料及びガス使用料を除き無料としているが、移転後は、新たに設置する大ホールについては使用料を徴収することとする。

大ホール (午前) 5,000円、(午後・夜間) 8,000円

イ 冷暖房使用料の徴収

現行では、暖房を利用した者から暖房料を徴収しているが、移転後は、冷房も使えるようになることから、「暖房(料)」を「冷暖房(料)」に変更する。

ウ ガス使用料の前納化

これまではガス使用料のみ後納としていたが、ガス使用料も前納とする。

④ 所要の改正

文言整理

施行期日 規則で定める日（令和7年4月1日を予定）

議案16 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案

高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正（令和5年6月9日公布等、令和6年12月2日施行）に伴い、所要の改正を行うもの

《改正内容》

法改正に伴う文言整理

施行期日 公布の日

議案17 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

公共賃貸住宅長寿命化計画による再編方針に基づき、祝津住宅を高島住宅に集約・建替えるために、道営住宅高島団地の事業主体を北海道から小樽市に変更し、同住宅を市営住宅とするもの

《改正内容》

① 道営住宅高島団地を市営高島住宅として追加

道営住宅高島団地51-1棟（24戸。昭和51年度に整備）及び52-1棟（40戸。昭和52年度に整備）について、市営高島住宅として新たに追加し、公営住宅の戸数合計及び市営住宅の戸数総計を変更する。

高島住宅	整備年度	戸数	→	整備年度	戸数
	昭和52	120		昭和51 (令和7年度事業主体変更)	24
	昭和53	30		昭和52 (令和7年度事業主体変更)	40
				昭和52	120
				昭和53	30

公営住宅戸数合計 2,812戸→2,876戸

市営住宅戸数総計 3,002戸→3,066戸

② 高島住宅駐車場の駐車区画数の変更

①の追加に伴い、高島住宅駐車場の駐車区画数を「109」から「168」に変更する。

施行期日 規則で定める日（令和7年4月1日を予定）

議案18 小樽市港湾施設管理使用条例の一部を改正する条例案

令和7年度に供用開始を予定している小樽港観光船ターミナル及び第3号ふ頭小型船だまりの使用料を設定するとともに、港湾施設用地における自動販売機の設置に係る使用料を設定するほか、港湾法の一部改正（令和4年11月18日公布、同年12月16日施

行)に伴う所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 小樽港観光船ターミナルの使用料の設定

ア 多目的ホールの使用料

多目的ホール	区 分	使用料
	午前（午前9時～正午）	6,000円
	午後（午後1時～午後5時）	8,000円
	夜間（午後6時～午後9時）	6,000円

イ ア以外の使用料

1平方メートル1月までごと 1,800円

※ 小樽港観光船ターミナルの平面図は、【資料2】のとおり

② 第3号ふ頭小型船だまりの使用料の設定

	区 分	使用料
第1乗り場A・B	日単位の使用 1日ごとに	3,000円
	月単位の使用 1月ごとに	88,000円
	年単位の使用 1年ごとに	1,010,000円
第2乗り場	日単位の使用 1日ごとに	4,300円
	月単位の使用 1月ごとに	125,000円
	年単位の使用 1年ごとに	1,430,000円

※ 第3号ふ頭基部周辺の配置計画は、【資料3】のとおり

③ 自動販売機の設置を目的とした港湾施設用地使用料の設定

主として自動販売機を設置する目的で港湾施設用地を使用する場合の使用料（1台につき月額1,500円）を設定する。

④ 所要の改正

港湾法の一部改正に伴う引用条項の修正

施行期日 規則で定める日（②第3号ふ頭小型船だまりは令和7年3月完成予定、①小樽港観光船ターミナルは同年7月完成予定。④及び準備行為の規定については公布の日、③については令和7年4月1日）

議案19 小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

水道法施行令等の一部改正（令和6年3月29日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を変更するとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

① 水道布設工事監督者の資格基準を、改正後の政令と同じ資格基準となるように変更する。

(主な変更点)

- ・ 必要とされる学歴等は、これまで土木工学科（土木科）以外は対象外だったが、新たに機械工学科（機械科）及び電気工学科（電気科）も対象とする。
- ・ これまで必要な実務経験は、水道の実務経験のみを対象としていたが、必要年数の半分は、他分野（下水道、道路等）の実務経験でよいものとする。

分類	水道の実務経験
大学卒業（短期大学を除く） （ ）内は、大学院にて衛生工学又は水道工学を1年以上専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程 衛生工学又は水道工学を専攻 上記以外を専攻
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程
外国の学校において、上記に相当する課程又は学科目を習得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上	
技術士（上下水道部門2次試験合格） 実務経験のみ	水道及び工業用水道を選択 1年以上 10年以上

分類	技術上の実務経験(※)	うち水道の経験
大学卒業（短期大学を除く） （ ）内は、大学院にて衛生工学又は水道工学を1年以上専攻した場合	土木工学科又はこれに相当する課程 機械工学科・電気工学科又はこれらに相当する課程	3年以上 (2年以上) 4年以上 (3年以上)
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木科又はこれに相当する課程 機械科・電気科又はこれらに相当する課程	5年以上 6年以上
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木科又はこれに相当する課程 機械科・電気科又はこれらに相当する課程	7年以上 8年以上
外国の学校において、上記に相当する課程を習得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上		
技術士（上下水道部門2次試験合格） 実務経験のみ	水道及び工業用水道を選択 1年以上 10年以上	半年以上 5年以上
土木施工管理に係る一級の技術検定合格者		3年以上 1年半以上

※ 水道、工業用水道、下水道、道路又は河川に関する技術上の実務経験

② 水道技術管理者の資格基準を、改正後の政令と同じ資格基準となるように変更する。

(主な変更点)

- ・ 必要とされる学歴等の対象として、新たに1級土木施工管理技士検定合格者を追加する。

分類	水道の実務経験
布設工事監督者の資格を有するもの（簡易水道を除く）	不要
大学卒業（短期大学を除く）	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学 工学、理学、農学、医学、薬学以外
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学 工学、理学、農学、医学、薬学以外
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木以外の工学、理学、農学、医学、薬学 工学、理学、農学、医学、薬学以外
外国の学校において、上記に相当する学科目を習得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上	
実務経験のみ	10年以上
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了	不要

分類	水道の実務経験
大学卒業（短期大学を除く）	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程 工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程 工学、理学、農学、医学、薬学以外
短期大学卒業 高等専門学校卒業 専門職大学前期課程修了	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程 工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程 工学、理学、農学、医学、薬学以外
高等学校卒業 中等教育学校卒業	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程 工学、理学、農学、医学、薬学又はこれらに相当する課程 工学、理学、農学、医学、薬学以外
外国の学校において、上記に相当する課程を習得した場合、それぞれに規定する最低経験年数以上	
実務経験のみ	10年以上
国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けたもの（日本水道協会）が行う登録講習の課程を修了	不要
技術士（上下水道部門2次試験合格） 土木施工管理に係る一級の技術検定合格者	水道及び工業用水道を選択 1年以上 3年以上

③ 所要の改正

文言整理

施行期日 令和7年4月1日

議案20 小樽市総合博物館条例及び小樽市重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店条例の一部を改正する条例案

総合博物館及び重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の共通入館料及び定期入館料を改定するとともに、共通入館料により入館可能な施設数を変更するもの

《改正内容》

① 共通入館料及び定期入館料の改定

共通入館料及び定期入館料について、以下のとおり改定する。

区 分	現 行		改定後	
	高校生である者及び高齢者	左記以外の者	高校生である者及び高齢者	左記以外の者
共通入館料	250円	500円	300円	600円
定期入館料	500円	1,000円	600円	1,200円

(参考：総合博物館の普通入館料) ※ 改定なし

高校生である者及び高齢者			左記以外の者		
本館		分館	本館		分館
夏期	冬期		夏期	冬期	
200円	150円	150円	400円	300円	300円

(参考：旧日本郵船の普通入館料) ※ 改定なし

高校生である者及び高齢者	左記以外の者
150円	300円

② 共通入館料により入館することができる施設数の変更

現 行	総合博物館本館、分館及び旧日本郵船のうち2館にそれぞれ1回入館可能
改正後	総合博物館本館、分館及び旧日本郵船にそれぞれ1回入館可能

施行期日 令和7年4月1日

議案21 工事請負変更契約について

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負変更契約を締結するもの

① 契約金額

変更前 10億7,197万2,000円

変更後 10億6,352万4,000円

② 契約の相手方

小樽市緑1丁目5番1号

阿部・福島・西條共同企業体

議案22 公の施設の指定管理者の指定について

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の指定管理者として、株式会社日比谷花壇を指定するもの

指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 選考方法 公募 債務負担行為限度額 66,147千円（3年）

議案23 公の施設の指定管理者の指定について

おたる自然の村の指定管理者として、引き続き一般財団法人おたる自然の村公社を指定するもの

指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 207,000千円（3年）

議案24 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市さくら学園の指定管理者として、引き続き社会福祉法人後志報恩会を指定するもの

指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 487,750千円（5年）

議案25 公の施設の指定管理者の指定について

小樽市夜間急病センターの指定管理者として、引き続き一般社団法人小樽市医師会を指定するもの

指定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ 選考方法 任意 債務負担行為限度額 227,800千円（1年）

報告1 専決処分報告

令和6年度小樽市一般会計補正予算において、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に係る予算を措置するため、令和6年10月9日に専決処分したもの

（報 告）

・ 専決処分報告

令和6年9月2日に発生した教育委員会の公用車による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年11月22日に専決処分したもの

賠償額 5万5,755円（車両修理費等）

発生場所 小樽市忍路1丁目171番 市立忍路中央小学校敷地内

- **専決処分報告**

令和6年9月12日に発生した長橋なえぼ公園内の樹木の枝による車両損傷事故に係る損害賠償について、同年11月22日に専決処分したもの

賠償額 26万4,504円（車両修理費等）

発生場所 小樽市幸1丁目53番 長橋なえぼ公園駐車場

（追加送付予定議案）

- **動産の取得について**

除雪ドーザを取得するもの…11/27入札予定

（追加予定議案）

- **令和6年度小樽市一般会計補正予算**

令和6年度小樽市一般会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- **令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算**

令和6年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- **令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算**

令和6年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- **令和6年度小樽市住宅事業特別会計補正予算**

令和6年度小樽市住宅事業特別会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- **令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算**

令和6年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- **令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算**

令和6年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- ・ **令和6年度小樽市水道事業会計補正予算**

令和6年度小樽市水道事業会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- ・ **令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算**

令和6年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- ・ **令和6年度小樽市簡易水道事業会計補正予算**

令和6年度小樽市簡易水道事業会計補正予算において職員の給与改定に係る予算を措置するもの

- ・ **小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案**

国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額、寒冷地手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職（市長、副市長及び教育長並びに病院事業管理者）の寒冷地手当の額及び期末手当の支給割合を引き上げるもの

- ・ **小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案**

正規職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、所要の改正を行うもの

※ 補正予算及び条例案については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法が公布され次第、提案の予定です。

- ・ **小樽市教育委員会教育長の任命について**

中 島 正 人 氏 令和7年2月26日任期満了

- ・ **小樽市公平委員会委員の選任について**

関 口 正 雄 氏 令和6年12月31日任期満了

- ・ **小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について**

奈良岡 修 氏 令和6年12月25日任期満了

- ・ **人権擁護委員候補者の推薦について**

小 澤 倭文夫 氏 令和7年3月31日任期満了

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。

◆建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る各手数料

① 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（追加※）

面 積		適合性判定手数料（円）			適合性判定変更（軽微変更含む）手数料（円）		
		標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準	標準計算法	仕様・計算併用法	仕様基準
戸建	1戸（200㎡以内）	36,000	27,000	15,000	21,000	17,000	8,000
	1戸（200㎡超）	40,000	30,000	16,000	23,000	18,000	9,000
共同住宅	0㎡～300㎡以内	71,000	53,000	25,000	41,000	32,000	14,000
	300㎡超～2000㎡以内	117,000	88,000	39,000	70,000	55,000	20,000
	2000㎡超～5000㎡以内	199,000	152,000	60,000	123,000	99,000	31,000
	5000㎡超	284,000	221,000	78,000	183,000	152,000	40,000

※住宅部分の手数料の項目を追加するもので、住宅部分以外の手数料の改定はない

②建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（追加※）

面 積			認定		変更認定	
			申請手数料 （円）	評価機関 審査済	申請手数料 （円）	評価機関 審査済
ア.1戸建て	（ア）【標準計算法】	（略）				
	（イ）【仕様・標準計算併用法】	0㎡～200㎡以内	27,000	7,000	17,000	7,000
		200㎡超	30,000	7,000	18,000	7,000
	（ウ）【仕様基準】	（略）				
イ.共同住宅 【標準計算法】	（ア）戸数	（略）				
	（イ）住戸以外の住宅部分					
ウ.共同住宅 【仕様・標準計算併用法】	（ア）戸数	2～4戸	53,000	11,000	32,000	11,000
		5～15戸	88,000	22,000	55,000	22,000
		16～45戸	152,000	47,000	99,000	47,000
		46戸超	221,000	82,000	152,000	82,000
	（イ）住戸以外の住宅部分	0㎡～300㎡以内	53,000	11,000	32,000	11,000
		300㎡～2000㎡以内	88,000	22,000	55,000	22,000
		2000㎡～5000㎡以内	152,000	47,000	99,000	47,000
		5000㎡超	221,000	82,000	152,000	82,000
エ.共同住宅 【仕様基準】	（ア）戸数	（略）				
	（イ）住戸以外の住宅部分					
オ.住宅以外	（ア）【主要室入力法】	（略）				
	（イ）【モデル建物法】					

※仕様基準・標準計算併用法の手数料を追加するもので、それ以外の手数料の改定はない

③建築物エネルギー消費性能適合対象建築物に係る完了検査手数料（新設）

面 積		申請手数料（円）
工場・倉庫等	0㎡～300㎡以内	4,000
	300㎡超～1000㎡以内	5,000
	1000㎡超～2000㎡以内	7,000
	2000㎡超～5000㎡以内	14,000
	5000㎡超～10000㎡以内	17,000
	10000㎡超～25000㎡以内	20,000
	25000㎡～50000㎡以内	24,000
	50000㎡超	24,000
その他	0㎡～300㎡以内	19,000
	300㎡超～1000㎡以内	24,000
	1000㎡超～2000㎡以内	31,000
	2000㎡超～5000㎡以内	40,000
	5000㎡超～10000㎡以内	51,000
	10000㎡超～25000㎡以内	61,000
	25000㎡～50000㎡以内	72,000
	50000㎡超	72,000

◆建築基準法に係る各手数料

① 建築物に関する確認申請等手数料及び完了検査手数料（追加及び改定）

面 積		確認申請等手数料（円）		完了検査手数料（円）			
				中間検査 無		中間検査 有	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
0㎡～30㎡	特例なし	7,000	15,000	12,000	17,000	11,000	14,000
	特例あり	—	13,000	—	15,000	—	13,000
30㎡～100㎡	特例なし	13,000	24,000	14,000	19,000	13,000	16,000
	特例あり	—	19,000	—	17,000	—	14,000
100㎡～200㎡	特例なし	19,000	37,000	18,000	26,000	17,000	24,000
	特例あり	—	27,000	—	22,000	—	20,000
200㎡～500㎡		25,000	53,000	24,000	37,000	22,000	34,000
500㎡～1,000㎡		41,000	83,000	39,000	54,000	36,000	50,000
1,000㎡～2,000㎡		55,000	110,000	54,000	75,000	49,000	71,000
2,000㎡～10,000㎡		160,000	320,000	130,000	150,000	120,000	130,000
10,000㎡～50,000㎡		270,000	530,000	200,000	270,000	190,000	230,000
50,000㎡～		490,000	970,000	400,000	540,000	—	—
建築設備		12,000	13,000	14,000	15,000	—	—
工作物		11,000	13,000	11,000	12,000	—	—
建築設備 変更		7,000	8,000	—	—	—	—
工作物 変更		7,000	8,000	—	—	—	—

② 建築物に関する中間検査手数料（改定）

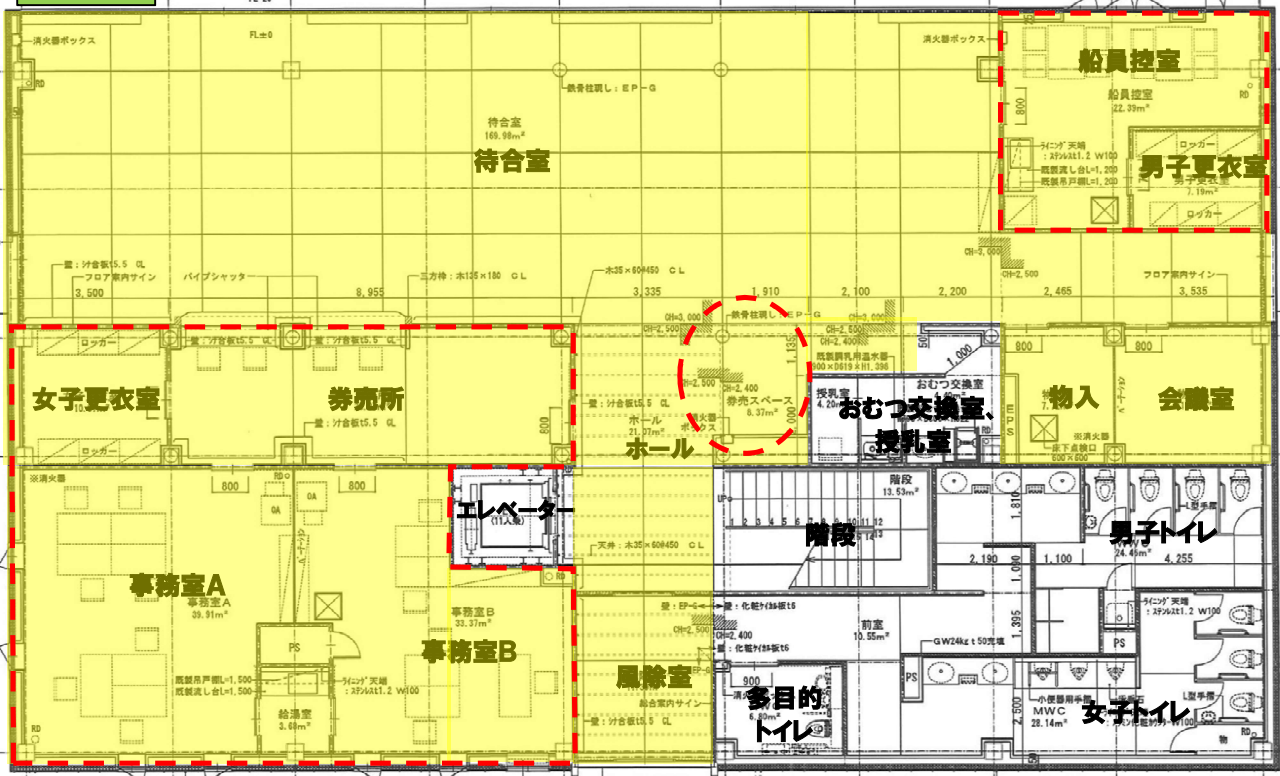
面 積	中間検査手数料（円）	
	改定前	改定後
0㎡～30㎡	11,000	13,000
30㎡～100㎡	13,000	15,000
100㎡～200㎡	16,000	20,000
200㎡～500㎡	21,000	27,000
500㎡～1,000㎡	33,000	39,000
1,000㎡～2,000㎡	45,000	53,000
2,000㎡～10,000㎡	100,000	110,000
10,000㎡～50,000㎡	160,000	190,000
50,000㎡～	320,000	370,000

小樽港観光船ターミナル平面図

【資料2】

1階

↑岸壁側

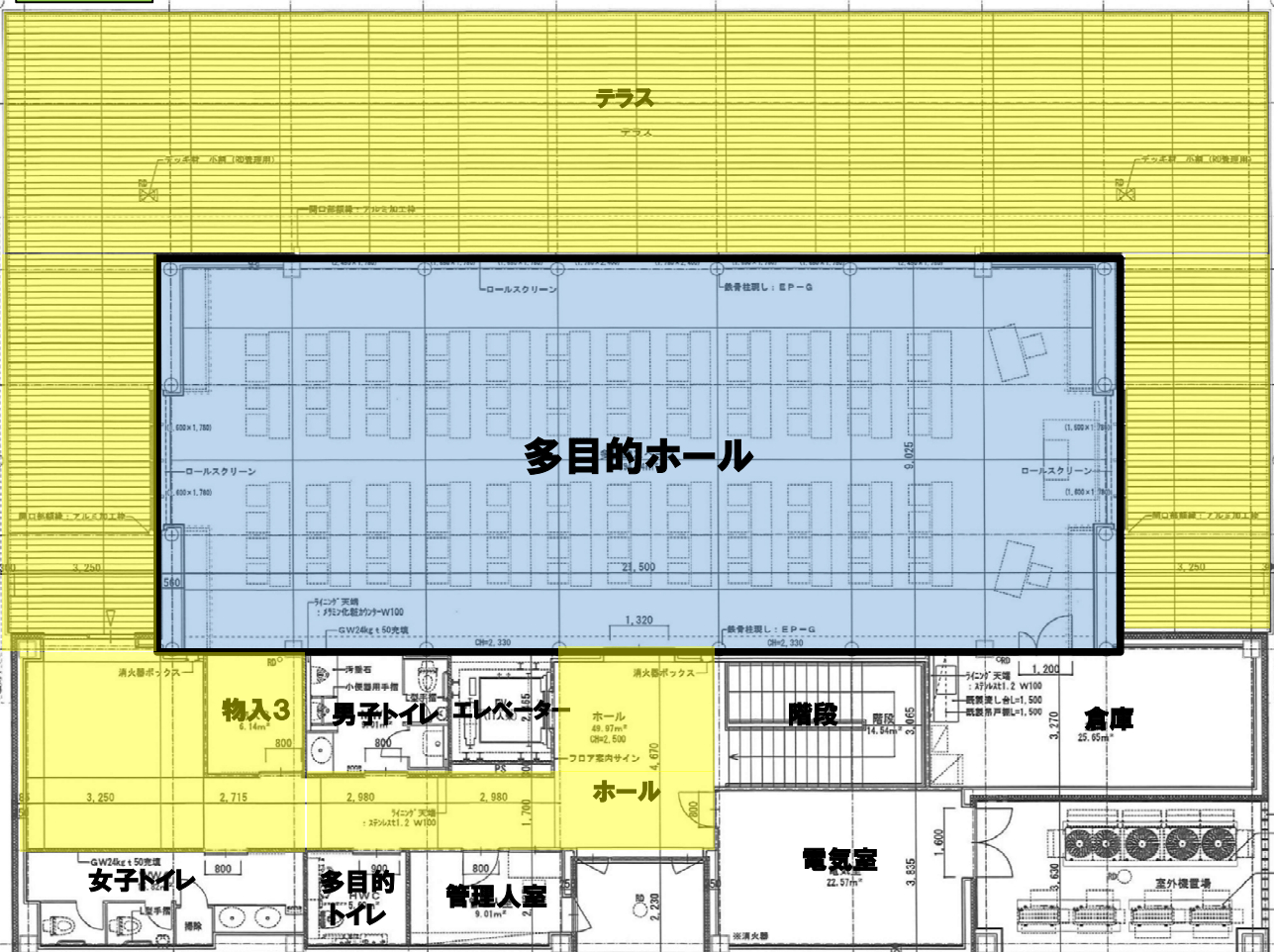


多目的ホール以外の使用料が適用されるエリア

観光船事業者の使用予定箇所

2階

↑岸壁側



第3号ふ頭基部周辺の配置計画 ※令和6年10月時点

